



令和7年度の介護予防・ 日常生活支援総合事業について

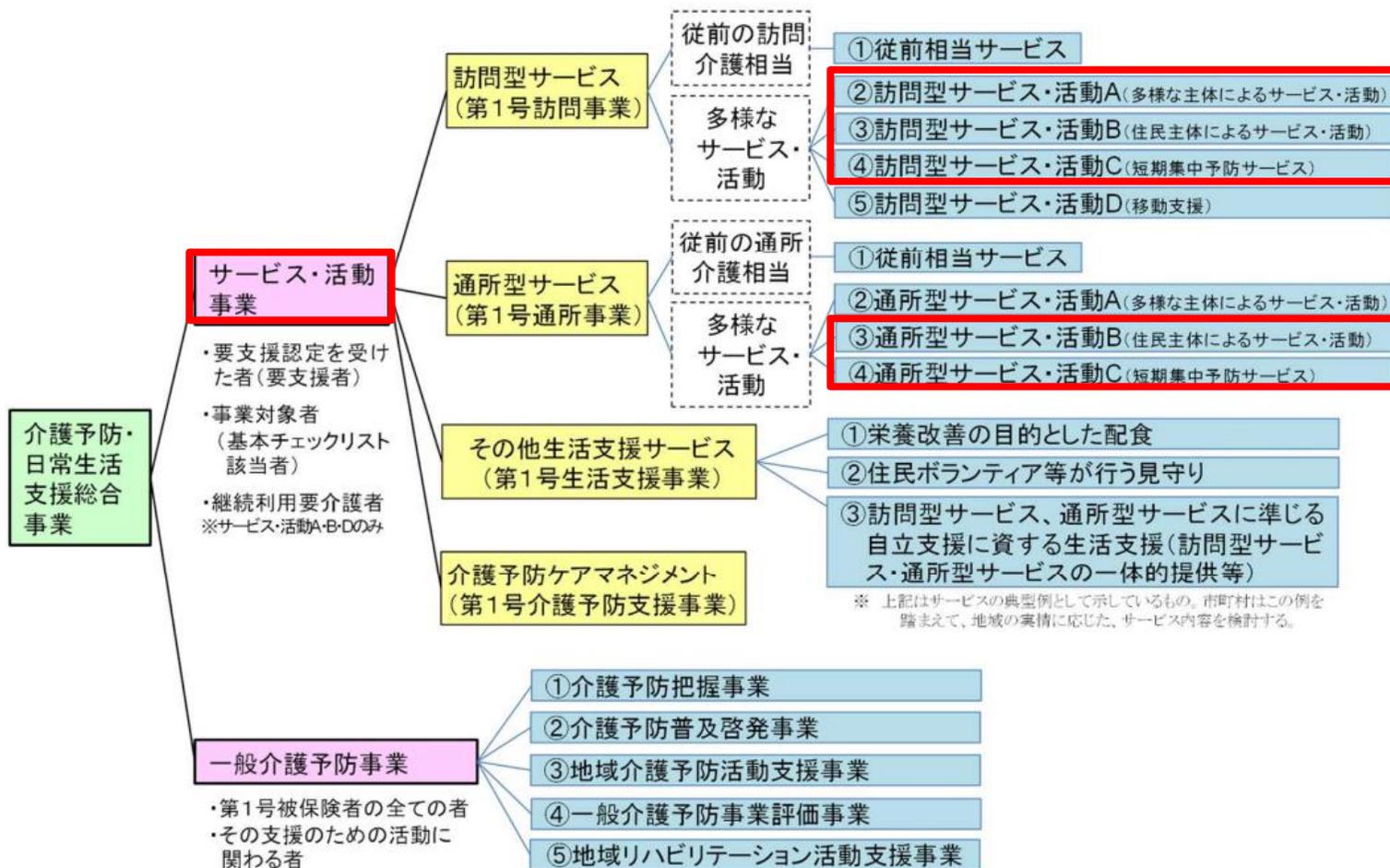
健康医療部 長寿介護課

- 
1. 事業名・サービス名の変更
 2. 事業対象者について
 3. コミデイ・栄養改善型配食のみの利用の方のケアマネジメントについて
 4. 介護予防支援の指定拡大に伴う取扱い

1. 事業名・サービス名の変更

国の指針を参照し、事業及びサービス名称の一部を変更します。

※介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件(令和6年3月29日付厚生労働省告示第168号)を参照してください。



2.事業対象者について

① 利用可能なサービスの変更

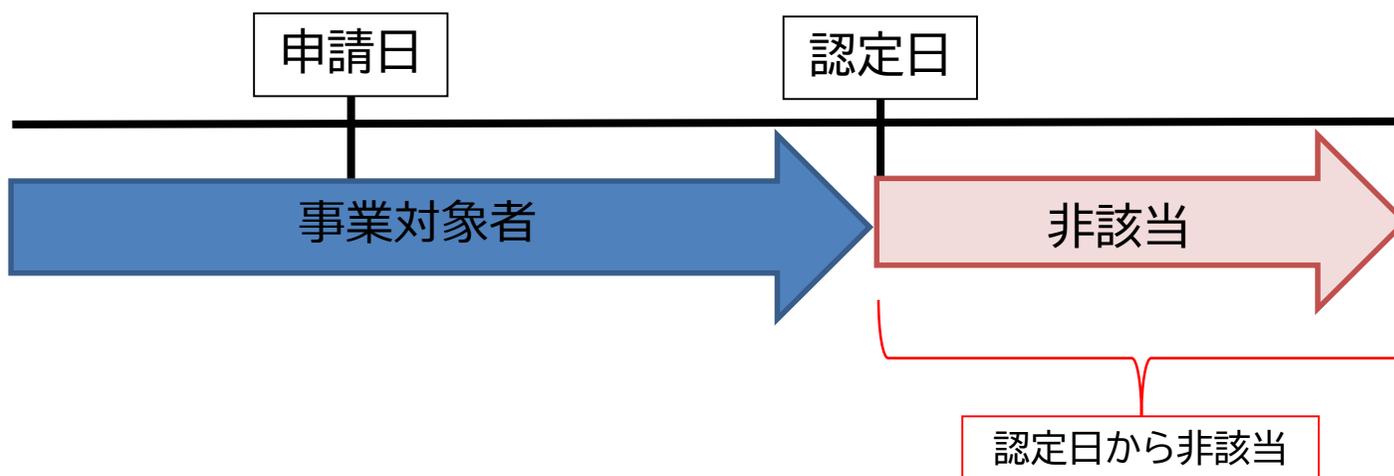
	事業対象者	要支援者
通所型サービス・活動C（リハトレ）	○	○
訪問型サービス・活動C（栄養）	○	○
通所型サービス・活動B（コミデイ）	× ※1	○
栄養改善型配食	× ※1	○
通所介護相当サービス	×	○
訪問介護相当サービス	×	○
訪問型サービス・活動A	×	○
訪問型サービス・活動B	×	○

※1「通所Cまたは訪問C」の「**利用中または利用後**（有効期間内）」は事業対象者でも利用可能

② 令和6年4月から、新たに事業対象者になった方

- 令和6年4月1日から事業対象者の有効期間を12か月とします。
- 有効期間満了後も、コミデイ(要支援者枠)・栄養改善型配食を継続利用する場合は、要支援認定が必要です。
- 事業対象者が要介護認定申請を行い、「非該当」の結果が出た場合

→認定日の前日までは事業対象者として取り扱います。



③事業対象者アセスメントシート

事業対象者アセスメントシート

記入日	年 月 日 ()		
フリガナ			
本人氏名	男・女	年 月 日生 (歳)	
住所	茨木市	電話	
利用するサービス (○をつける)	通所型サービスC		訪問型サービスC

A 下記疾患の該当有無(該当する場合☑をつける)

<input type="checkbox"/> 精神疾患	<input type="checkbox"/> がん末期	<input type="checkbox"/> 難病	<input type="checkbox"/> 認知症
-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------------

※1つでも該当の場合、介護申請を検討

B 健康状態

かかりつけ医の有無	あり	なし	医療機関名	
これまでにかかった病気				
1	この3か月間で1週間以上にわたる入院をしましたか	はい	いいえ	
2	かかりつけの医師等から、運動を含む日常生活を制限されていますか	はい	いいえ	
3	この6か月以内に心臓発作または脳血管障害を起しましたか	はい	いいえ	
4	重い高血圧(180/110以上)がありますか	はい	いいえ	わからない
5	糖尿病で目が見えにくかったり、腎機能が低下、あるいは低血糖発作などがあると指摘されていますか	はい	いいえ	わからない
6	この1年間で心電図に異常があるといわれましたか	はい	いいえ	わからない
7	家事や買物あるいは散歩などでひどく息切れを感じますか	はい	いいえ	わからない
8	この1か月以内に急性な腰痛、膝痛などの痛みが発生し、今も続いていますか	はい	いいえ	わからない
	1~8のうち1つでも「はい」「わからない」に該当の場合、かかりつけ医への医学的注意事項の確認について	あり	なし	

C サービスC利用目標(取り戻したい元の生活、または、望む暮らし)

--

D 担当者

<input type="checkbox"/> ①地域包括支援センター(直)	地域包括支援センター名
<input type="checkbox"/> ②地域包括支援センター(委託)	担当者名
(該当するものに☑をつける)	居宅介護支援事業所名(左記②に該当の場合)
	担当者名

→利用者が通所C/訪問Cを利用できる状態像の方が包括・ケアマネジャーは確認。

→市は事業対象者の決定の判断資料に用いる。

・事業対象者の届出には**事業対象者アセスメントシート**、基本チェックリスト、届出書、被保険者証の提出が必要。

茨木市独自様式

④令和6年4月以前から、事業対象者だった方

- ・令和6年4月時点で、事業対象者の方に向けて、新たな有効期間（令和7年3月31日）と記載した被保険者証と案内文を送付しています。
- ・有効期間以降も継続してサービスが必要な場合は要介護認定申請を行ってください。
- ・事業対象者が新規申請を行い、認定結果が要支援者、または要介護者になった場合は、届出書の再提出が必要です。

R7.3.25に介護認定の申請を行い、**R7.3.31以降**、**R7.4.20に「非該当」**の認定結果が出た場合

R7.3.25
介護申請

R7.3.31

認定日
R7.4.20
結果「**非該当**」

時間軸

R7.3.31日までは
事業対象者

R7.4.1～
事業対象者 ×
介護認定者 ×

事業対象者

非該当

3. コミデイのみ、栄養改善型配食のみ、または その両方のみの方の利用の方のケアマネジメント

令和4年10月から、

ケアマネジメントC での算定としています。

ただし、令和4年10月以前からコミデイのみを利用し、ケアマネジメントAを算定していた方は、ケアマネジメントAの算定継続が可能です。※

※ 一度非該当(認定無し)や要介護となり、再度要支援となる場合は対象外。

4. 介護予防支援の指定拡大に伴う取扱い

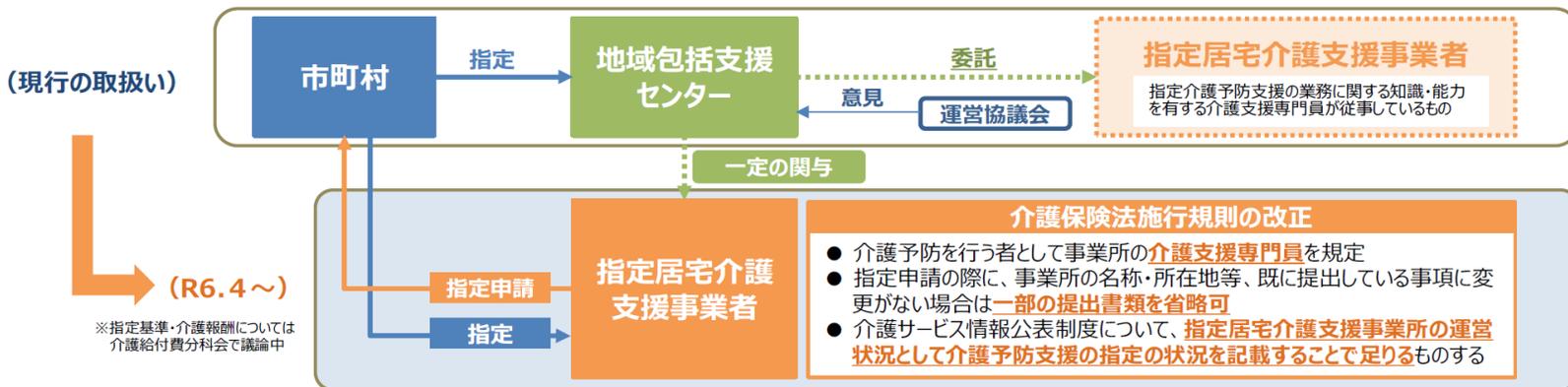
介護予防支援の指定対象の拡大 (介護保険法施行規則の改正)

1	2	3	4
実施要綱	ガイドライン	ケアマネジメント	包括センター
○			

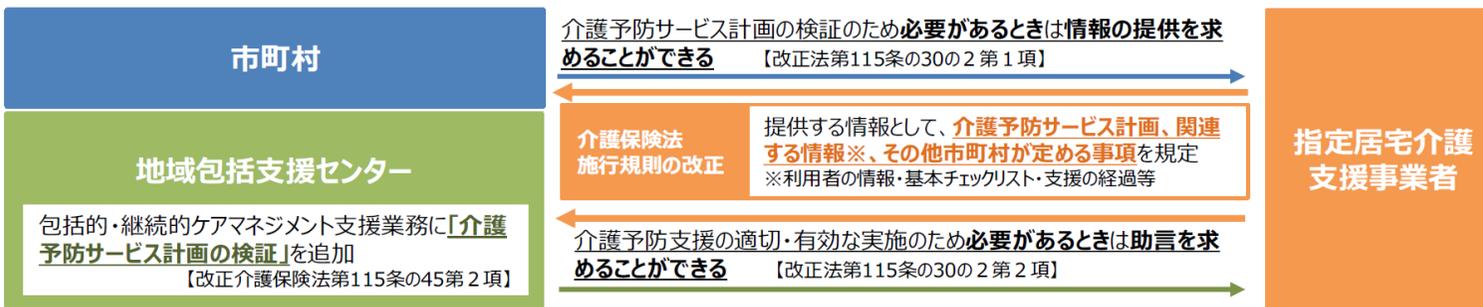
「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



- 指定介護予防支援事業者ができること

介護予防支援に限られます。

総合事業のみを利用する方の支援(介護予防ケアマネジメント)については、従来どおり地域包括支援センターとの委託契約が必要です。

- 指定介護予防支援の質の維持・向上

包括の確認がなくなっても適切なケアマネジメントを実施するには？

→生活課題アセスメントシート

を活用してください。

委託・指定問わず、誰でもが漏れの無いアセスメントを行うことで、適切なケアマネジメントに繋がります。

[生活課題アセスメントシートの詳細は市HPへ\(リンク\)](#)

- 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

包括からの委託でないケースについても、包括によるプランの検証が必要です。(介護保険法第115条の45第2項)

→介護予防支援の指定を受けた事業者は、

地域ケア会議への積極的な事例提供
をお願いします。

- 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

包括からの委託でない介護予防支援のケースは、包括に相談できない？

→包括によるケアマネジャーへの支援は変わりません。

委託でないケースも、

必要に応じて包括に相談できます。

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〆切R7.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。